１０　給食費

令和７年９月から、狛江市民の利用者負担額（保育料）の無償化に合わせて、狛江市民の３～５歳児クラスの給食費も無償化（無料）といたしましたので、狛江市民の保護者の皆様のご負担は生じません。

なお、０～２歳児クラスは、給食費を保育料に含めて徴収していましたが、令和７年９月から利用者負担額（保育料）を無償化（無料）しましたので、給食費のご負担は生じません。

１１　入園後のお願い

▼届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

①保育施設を辞めるとき
②市外へ転出するとき
※引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。
③休園するとき
※**１か月以上**連続して欠席する場合、休園となります。
休園は原則２か月まで、かつ、市が認める三つの理由（❶児童の疾病又は負傷❷里帰り出産❸健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。
④保護者が退職や転職したとき
⑤市内転居・氏名変更・その他出産等家族状況に変化があったとき
⑥下のお子さんが出生したとき

▼育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度の４月末までは継続して通園することができます。ただし、育児休業の対象となる児童（下のお子さん）が、認可保育所等の利用調整の結果「保留（待機）」となった場合、**保留となる入所希望月の翌月末日まで**在籍期間を延長します。また、引き続き「保留（待機）」の状況が継続する場合、**育児休業の対象となる児童の出産後２年に達する日が属する月の末日まで**を限度とし延長を可能とします。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R7.4.2～R8.4.1	R8.4.2～R9.4.1	R9.4.2～R10.4.1
通園可能な期間	R9.4.30まで （R9年度）	R10.4.30まで （R10年度）	R11.４.30まで （R11年度）

出産後、１年を超える日が属する年度の翌年度に上子が５歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

※上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月１日までに復職することが必要です。

▼継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年１回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となることがあります。

１２　その他

▼障がい児統合保育について

公立保育園	集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。
私立保育園	受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。

▼アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

▼医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。令和10年度４月入所を希望する場合には、令和９年６月末までにご相談ください。

入園申込までの保護者が行う手続きの大まかな流れ

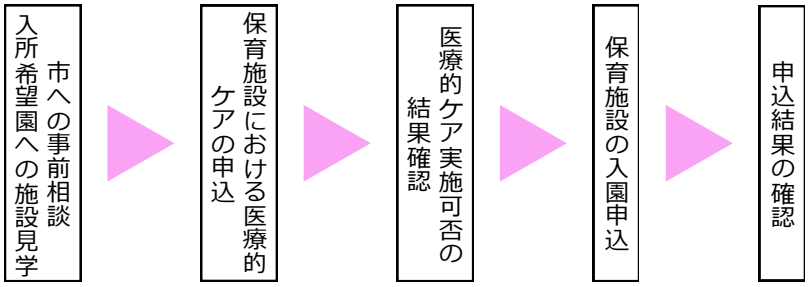

▼宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が入った料理（メニュー）の場合は家庭より弁当を持参していただきます。